

## 第44回大津地方裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和6年2月13日（火）午後2時から午後4時まで

### 2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

### 3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

角田徹、坂田しのぶ、澤友二、竹村和子、土井裕明、中西恭祐、西田隆裕、畑山靖、山本はるか

（事務担当者）

高橋信幸、小西圭、川合邦英、上田信聡、蔵慎之介、重森陽子

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

事務担当者から、前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

#### (2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえて、裁判所が行った取組等について説明した（大津地方裁判所委員会の前回のテーマ「裁判員裁判について」）。

#### (3) 意見交換（テーマ「裁判所のデジタル化について～民事訴訟手続を中心に～」）

事務担当者において、民事訴訟を中心とした裁判所のデジタル化の現状、民事裁判書類電子提出システム（mints）（以下「mints」という。）の概況や Microsoft365（以下「M365」という。）の活用状況について説明したほか、Teams を用いた争点整理手続を模擬実演した。その後、民事事件で使用する法廷の見学を行ってから、意見交換を実施した。

意見交換時の発言要旨は、別紙のとおりである。

#### (4) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の地方裁判所委員会は家庭裁判所委員会と合同開催とし、令和6年9月17日（火）午後2時から2時間程度で行う。テーマは「裁判所における採用広報」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長：● 委員：○ 事務担当者等：□)

【裁判所のデジタル化について～民事訴訟手続を中心に～】

- まずは本日の説明、模擬争点整理手続の実演や法廷見学について何か質問や感想はあるか。
- 争点整理手続では、裁判所書記官は必ず横にいるのか。
- 現状では、書面による準備手続や弁論準備手続では裁判所書記官が入ることもある。和解成立前など重要な段階に裁判所書記官が入り、それ以外は裁判官と当事者のみでウェブ会議の方法により行われている。
- 裁判所書記官が入らない場合は録音等をしているのか。
- 録音はしていない。裁判官が経過メモ等を作って、それに基づいて記録等の整理している。
- 配布資料に「民事訴訟手続の一層の迅速化、効率化を図り」とあるが、模擬争点整理手続の中で、次回期日として1か月後の日付を指定していた。ウェブ会議でない場合でも1か月後になっていたのか。
- 現状では、ウェブ会議で行わない事件の期日もおおむね1か月先とすることが多い。弁護士が準備して書面を出すことになるので、デジタル化が進んでも、期日の間隔は変わらないと思われる。
- とすると、ウェブ会議が導入されて改善されたのは、紙での提出が少なくなった点と当事者が裁判所に行かなくてよくなった点の二つでよいか。
- 必ずしもその2点だけではない。これまでの裁判では、経過メモ等は作らないことが多かった。そうすると、議論が後戻りしたり、争点が拡散したりして、主張や証拠の整理に時間がかかることが多かった。よって、経過メモ等を作ることにより、当り期日での到達点と次回期日までにやるべきことを毎回明確にできるため遅滞なく審理を進める効果もあり、従前よりも進行が早くなったと考えている。
- 次回期日を1か月先に選ぶことは従前と変わらないが、審理期日の回数は減っているという理解でよいか。
- はい。
- 従前から、約1か月先に期日を入れることが多かったが、1か月先に入れようとしても、双方の訴訟代理人や当事者の日程が合わずに1週間先に延びたりすることは少なからずあった。それがウェブ会議だと1時間くらいずれていれば、複数の期日に入れられるので、1か月先の期日に入れられる確率がより高くなっている。なので、期日の間隔が短くなっている効果もあると思われる。
- おおむね1か月に1回ずつ期日が入るのはゆっくりだと思われるかもしれないが、裁

判所から宿題をもらっても弁護士はすぐに答えられないので、必ず当事者と打合せをし、それをまとめて提出する必要がある。となると、どうしても1か月に1回ぐらいの進み方になる。ところが、1か月後に決めようと思っても、その日は、例えば遠方の裁判所の事件が入っているから差し支えるということが往々にしてあり、双方の弁護士がそんな状態だと次回期日が1か月半や2か月近く先になってしまうこともよくある。ウェブ会議の導入により期日は入りやすくなったと感じている。

- 模擬争点整理手続の中では、双方とも弁護士事務所からのオンライン参加だったが、場所はどこでもよいのか。
- 実際は、弁護士の事務所から参加することが多い。例は少ないが、交通事情により裁判所に間に合わず、移動中に車を止めて車内から参加した例もある。ほかには、別の裁判所に出頭しているときに、その裁判所の待合室から参加した例も、少なからずある。
- 争点整理手続というのは、弁護士だけが出席するのか。当事者本人が出席したがっているが、障害があったり、高齢の方だったりする場合、弁護士がその当事者の家に行ってそこからウェブで出席することもできるのか。
- できる。当事者が弁護士事務所に来て出席する場合もある。現状では、当事者が参加を希望する場合、基本的には弁護士事務所に来て参加することが大半である。
- ウェブ調停を行う場所は、裁判所が相当と認める場所となっている。争点整理手続は非公開なので、周囲に第三者がいるところは相当ではない。法律事務所であれば問題ない。個人の家だと、問題がないことを訴訟代理人に確認してもらった上で実施することになる。
- 模擬争点整理手続の中で、画面共有という形でファイルを閲覧していたが、基本的にはTeamsにアップされたものは誰でも閲覧可能なのか。アップされたファイルは、ダウンロードして手元に置いておくことも可能なのか。
- そうである。事前に裁判所が事前メモ等をアップロードし、それを双方の訴訟代理人がダウンロードするので、当事者も事前に準備した上で裁判に臨める。
- 私も勤務先で同じようにウェブ会議させていただくが、資料にミスがあって急遽差し替えられると、ダウンロードしたものが人によって異なったり、アップロードしたものと形式がずれていたりすることがある。
- それは裁判所の中でも課題の一つで、それぞれの訴訟代理人が資料を修正すると、どれが最新のものがわかりづらくなるので、ルールとして、ファイル名を毎回変えて、どれが最新のものがファイル名を見てわかるようにするなどの工夫をしている。
- 弁護士の立場から御意見はあるか。
- 私は、事務所からも近いので、どちらかといえば裁判所に来られるのだったら来る。やはり大事なところは裁判官の顔色を見て裁判所はどこに興味を持っているのかを確認したい。将来的には、証人尋問もオンラインでやれるようにするとか言っているが、あまり現実的ではないと思う。もっとも、結論が見えているような事件だったら、ウェブでも十

分だと思う。

- 大学では、学生とやり取りするのにウェブを使っているか。
- 大学でもレポート等の提出を、これまではプリントアウトしてレポートボックスに提出していたものが、ウェブで提出できるようになったので、かなり簡便になってはいる。しかし、OneDrive のような共有できるファイルだと、他人がアクセスしてファイルを誤って消してしまうことがあるので、そういう場合は Forms にアップロードしてから提出する形にして、確実に提出した形跡が残るように徹底している。
- すべてがウェブ会議にはならない可能性があるが、もしそうなったときには、裁判官はどこにいてもよいのだろうか。
- 裁判官も今までは裁判所に出てくるということでやっていたが、いずれは自宅からいろいろできるなど、裁判官の執務形態も変わっていくと思う。
- ウェブがなかった時代は、訴訟代理人や当事者は裁判所に出てきて、裁判に臨んでいたと思うが、ウェブでできるようにするために、法律が変わったのか。
- 法規については、令和4年5月25日に民事訴訟法等の一部を改正する法律というのでできており、その後、裁判所の機械の設置など様々な準備があるので、順番に施行されている。争点整理手続の中には、弁論準備手続とか、書面による準備手続とかがあり、それらは本来一方当事者は必ず出てこないとできなかったが、法改正により、双方出てこなくてもよいようになった。ウェブ口頭弁論は今年の3月1日から開始予定である。
- 続いて M365 の活用について取り上げたい。委員それぞれの職場によって M365 の導入状況は違うかもしれないが、それぞれ属されている組織での M365 の活用方法を御紹介いただきたい。
- 大学でも教授会も基本的に Teams を使って行っている。これまではすべて書面での印刷を事務職員にしていたが、現在は書類をすべてウェブ上で見ることができるので、かなり紙の節約につながっていると聞いている。ただし、ダウンロードしてはいけないものと、してよいものが決まっていたり、権限がないとダウンロードできなかったりするので、その権限を持っている人がそこを許すか許さないかによって、会議の進行に差が生じている。
- 検察庁では紹介いただけるようなことはあるか。
- 検察庁でも、デジタル化に関しては、捜査や公判において活用すべく、いろいろ取組はしている。個人的には、関係者とのやり取りの一部で、当事者の負担軽減のために、オンラインを積極的に活用している。

なお、刑事手続でも、まだ法案は出ていないが、近々民事手続と似た形でデジタル化の整備が進んでいくと考えられる。ただし、捜査では、警察、検察庁、裁判所と関係する機関がいろいろあるので、その間における書類やデータのやり取りの関係、特に個人情報の保護にも配慮したシステムの構築というところが課題となる。
- 続いて、弁護士会や弁護士事務所で何か利用されていることはあるか。

- 弁護士は裁判所ほど固くないので、使えるものは何でも使う。例えば、打合せの日程調整とかでは、「調整さん」というツールが非常に簡単で便利なので使用している。裁判所の期日の調整はすごく時間がかかるが、便利なツールはどんどん使ってよいのではないか。また、依頼者との打合せでも、Zoom を使っており、依頼者との連絡はほとんどメールを使い、必要なデータのやり取りもスキャンしたデータをメールで送ってもらっている。裁判所はメールを使わないが、利用できるありがたい。さらに、裁判所に Wi-Fi を備えてほしい。
- Zoom でやり取りをすることに、当事者の抵抗はもうないか。
- 人による。離婚事件でシングルマザーだとなかなか Zoom は使いにくく、そういう方は LINE でのやり取りになる。依頼者が企業の担当者だと Zoom を使用している。
- 保護司だと、対象者とウェブを使ってやり取りするよりも直接会う方が基本か。
- コロナ禍の時は対面で面接が出来なかったので、Zoom を使って面接をしたことはある。対象者の方が詳しいので私たちが使い方などを教えてもらっていた。ただし、対象者の微妙な表情等は、実際に会わないと分からないと感じた。M365 は、私たちの生活にはほぼ必要ない。ウェブ会議もないし、特に保護司は高齢者が多いのでデータ上でものを見るよりは、紙ベースにしてほしいという声大きい。ただし、本日の話をうかがって、ウェブを利用する結果、民事訴訟が早く進むのであれば、当事者としては非常にありがたいのではないかと感じた。
- 当方の勤務先でも、あまりデジタルの機能は必要なく、せいぜい Outlook だけで会議を進めている。ただし、コロナ禍以降、東京とのウェブでの会議が増えたので、これからも増えていくと思う。もっとも、役員会などの規定を変える必要があり、電磁的方法での総会・役員会を認める改正をしないといけないので、少し時間がかかると思う。
- 当方が勤務する部署でも、今まで紙で出していた書類が、ほとんどメールで来るようになり、逆に外部での仕事に行く時は、そのメールを紙にして持っていき、結局、紙代がかかる状況になっている。また、メールが大量になりすぎて、重大なものを見落としてしまいそうになる時もある。あとは、研修は Zoom になったりして、出張が減った感はある。さらに、新人の研修会も、全国の同業者と一緒に実施するものもオンラインになり、もし対面でやれば同期が集まって仲間ができるのだが、すごく寂しい研修会になってしまっている。オンラインでよい面もあるが、温かみはなくなっているのかもしれない。
- 従業員間で情報を共有するのは、desknet's を利用している。個人のスケジュール管理から会社の就業規則までいろいろと使っている。取扱商品を発注するにしても、在庫をカウントするにしても、その中のシステムを使って情報を共有しながら仕事をするやり方になった。誰がどこで何をしているかを共有できるようになっている。ただし、資料を入れた旨の連絡は desknet's 上の DM で来るだけなので、事前に一言あってほしいと思うこともある。当社が扱う商品の工程上、どうしても手作業のところがあり、なかなか難しいところはあるが、改善できるところは改善している。

- 裁判所でも情報共有は非常に重要な課題で、どういうふうに効率的にやるかが問題になっているが、Teams、Outlook、チャット機能など様々なツールをどう使い分けるか、あちこちから情報が入っているのでどこを見ればよいか難しい。みんないろんなツールを利用して情報を流すので、見逃さないようにする難しさがあるが、これからますますいろいろなツールを利用できるようになれば、使い分けをうまくしないといけない。
- 情報の共有に関しては基本的にOutlookで共有して、資料の共有、ウェブ会議だけTeamsみたいな感じで使い分けている。チャット機能は個人間で使うことはあるかもしれないが、全体での共有になると Outlook の方が多い。
- 検察庁ではどうか。
- M365 は使用している。Teams も Outlook も使うが、まだ我々はアナログなので頻繁に活用しているとまではいけない。
- いろいろ御意見をいただき、ありがとうございました。

以 上